

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第七項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。